

下記のとおり公募型プロポーザルを行いますので、公告します。

令和 7 年 7 月 1 日

豊田市長 太 田 稔 彦

1 趣旨

本実施要領は、豊田市立朝日こども園ほか 6 1 施設包括管理業務委託（第二期）の受託者を公募型プロポーザル方式によって特定するに当たり、参加要件、選定手続等の事項を定めるものである。

2 事業の概要

（1）事業名

豊田市立朝日こども園ほか 6 1 施設包括管理業務委託（第二期）

（2）事業の目的

本事業は、市有建築物の安全・安心の向上と効率的な管理を図るため、こども園の点検及び修繕業務等を包括して委託するものである。

（3）事業の内容

別紙「豊田市立朝日こども園ほか 6 1 施設包括管理業務委託（第二期）仕様書」のとおり

（4）事業期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで（5 年間）

（5）提案限度額について

ア 提案限度額

7 5 0,0 0 0 千円（税込、5 年間の総額）

＜提案限度額の内訳（各年度の支払上限額と同義）＞

（単位：千円、税込）

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
専門点検費	32,605	32,605	38,605※1	32,605	32,605
専門点検費 （遊具点検業務に係る）	6,641	6,641	6,641	6,641	11,328※2
小規模修繕費	61,968	61,968	61,968	61,968	61,966
小規模修繕費 （遊具点検業務に係る）	8,532	8,532	8,532	8,532	8,532
統括マネジメント費 ※3	38,117	38,117	38,117	38,117	38,117
年 度 ご と の 合 計	147,863	147,863	153,863	147,863	152,548

※1 建築基準法 12 条の 2（1 回／3 年）を含む。

※2 基準点検（1 回／5 年）を含む。

※3 統括マネジメント費は、巡回点検費を含む。

イ 提案限度額の取扱い

(ア) 履行期間中に対象施設や対象業務の内容等に変更が生じた場合は、その都度契約内容を変更する。

(イ) 本プロポーザルにおいては、専門点検費、小規模修繕費は前項の表のとりの金額で見積もること。実際の事業においては、専門点検費、小規模修繕費は、各年度の支払上限額の範囲内において実績に応じて支払を行う。なお、各年度の合計額を超えて業務を行うことはできない。

3 参加資格要件

(1) 参加にあたって

ア 参加可能な形態は、単独の事業者又は複数の事業者で構成する共同企業体（再委託関係となる場合を除く。）とする。

イ 共同企業体で応募する場合は、代表事業者を1者選定すること。また、参加表明時に応募者の構成事業者を全て明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

ウ 単独で応募した事業者及び代表事業者は、業務の統括責任者[※]を選出し、統括マネジメント業務[※]を行うものとする（※統括責任者の役割及び統括マネジメント業務の詳細は、業務仕様書を参照）。統括責任者は、ビルメンテナンス又は複数施設の管理業務の業務責任者としての実務経験を有し、本業務に必要な技術力を有する者であること。また、原則委託期間中の変更は認めない。

(2) 参加者の制限

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

ア 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）に加入していること。

イ 公告日において、令和6・7年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

オ 参加表明書の提出日から当該案件の優先交渉権者の特定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。

カ このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表1に定める資本関係や人的関係がないこと（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）。

キ 参加表明書の提出日において、次に掲げる条件を満たすこと。

(ア) 愛知県内に本店、支店、営業所又は事業所を有する者（ただし、イに掲げる豊田市競争入札参加資格者の名簿に登録されたものに限る。）

(イ) 令和2年4月以降、官公庁（国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。）発注の業務で元請として下記のいずれかの業務履行実績を有する者であること。

a 公共施設の包括管理業務

b 公共施設の施設全般の管理業務（単一の施設でも可）

c 公共施設の指定管理業務（単一の施設でも可）

(3) 共同企業体の参加条件等

- ア 同時に複数の共同企業体の代表団体又は構成団体となることはできない。
- イ 単独で応募した団体は、共同企業体で応募する場合の代表団体又は構成団体になることはできない。
- ウ 企画提案書の提出期日後において、共同企業体の代表団体及び構成団体の変更は認めないものとする。
- エ 3(2)の全ての条件は、共同企業体の全ての構成団体が満たす必要がある。
- オ 共同企業体の代表事業者は、構成事業者全てと協定書を締結すること。なお、協定書の様式は任意とする。

(4) 辞退について

- ア 参加申込後に辞退する場合は、辞退届(様式5)を持参又は郵送により提出すること。
- イ 企画提案書提出後の辞退は認めない。

(5) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、該当することが分かった時点で審査を取りやめ、失格とする。

- ア 期限までに必要書類が提出されない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 正当な理由なくヒアリングに応じなかった者
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 本実施要領に示す要件を満たしていないと認められる場合
- カ 公告日から選考結果通知日までに、選考委員に接触を図った場合
- キ 事業費内訳書において、本要領2(5)に記載の提案限度額の各年度の合計額を上回ったもの

(6) 参加に関する留意事項

- ア このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。
- イ 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、事業者が負うものとする。
- ウ 1 応募者は1つの提案しか行うことができない。

4 選考日程

	内容	期日等
1	業者選定審査会による方式の決定	6月30日(月)
2	事業実施の公告、公表、公募の開始	7月1日(火)
3	参加表明書等の受付期間	7月1日(火)～8月1日(金)
4	参加資格確認通知書の通知	8月8日(金)
5	質問書受付期間	8月8日(金)～9月1日(月)
6	企画提案書等の提出期間	8月8日(金)～9月19日(金) 午後5時必着
7	ヒアリング実施及び選考委員会開催	10月1日(水)
8	選考結果通知(優先交渉権者決定)(※1)	10月10日(金)

9	業者選定審査会による業者の決定	12月8日（月）予定
10	見積徴取	12月17日（水）予定
11	契約締結	12月25日（木）予定
12	事業者準備期間（※2）	12月26日（金）～3月31日（火）
13	業務開始	令和8年4月1日（水）

※1 選考結果の通知から契約締結までの期間は、優先交渉権者の決定後、提案内容に基づいた契約書等の作成を行う期間とする。

※2 事業者が業務開始に向けた事業計画書作成、再委託先との契約手続、市との打合せ等を行う期間とし、この期間に発生する費用については事業者の負担とする。

5 提出書類

（1）提出書類一覧

書類		作成・提出における留意点等	添付書類
様式1	参加表明書	・押印が必要 ・持参または郵送提出※とする。	本要領3（1）ウ・（2）キ（イ）に該当する業務実績に該当する契約書等の写し1部
様式2	共同企業体構成表	・共同企業体を構成する場合のみ提出する。 ・様式1と併せて提出する。	締結した協定書の写し1部
様式3	会社概要調書	・単独参加の場合は自社について、共同企業体を構成する場合は構成事業者全てについて作成、提出する。 ・様式1（共同企業体を構成する場合は様式2も）と併せて提出する。	
様式4	質問書	メール提出可	
様式5	辞退届	・押印が必要 ・持参または郵送提出※とする。	
様式6	事業費内訳書	・企画提案書と併せて提出する。 ・事業費の考え方は本要領2（5）を参照する。	
様式任意	企画提案書	PDF形式の資料をCD-Rに保存し持参または郵送※する。併せて紙で印刷したものを8部同封すること。	本要領5（3）イ 参照

※郵送で提出する場合は、必ず配達記録が残る方法で郵送し、電話連絡すること。

（2）提出先

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地
 豊田市役所 都市整備部建築保全・住宅課
 電話：0565-34-6910

(3) 企画提案書の作成について

- ア A4 サイズ片面 10 枚以内で作成し、下記内容について順番どおりに記載すること。下記のうち「1 業務実績～5 市内事業者の活用・育成」は A4 サイズ 8 枚以内、「6 独自提案」は A4 サイズ 2 枚以内にまとめること。

＜記載する内容＞

- 1 業務実績
- 2 業務の実施方針・考え方
- 3 業務実施体制
 - (1) 本業務実施における参加事業者の体制
 - (2) 緊急時・不具合発生時の対応
 - (3) 巡回点検の体制
- 4 統括マネジメント業務
 - (1) 予防保全、事後保全を踏まえた修繕等に対する考え方
 - (2) 業務の品質管理
 - (3) 情報共有体制
- 5 市内事業者の活用・育成
- 6 独自提案

- イ 添付書類として、以下の書類を併せて提出すること（添付書類は、企画提案書の枚数に含まれない。）。

（ア）企画提案書に記載した業務実績について、内容のわかる契約書（うち、契約名、金額、期間、施設数等がわかる部分）の写し各 1 部を実績件数分添付すること（様式 1 参加表明書の添付書類と重複しても構わない。）。

（イ）統括責任者の業務実績について内容の分かる契約書等（うち、契約名、金額、期間、施設数等がわかる部分）の写し 1 部

（ウ）統括責任者が資格を保有している場合はそれぞれの資格者証の写し各 1 部

- ウ 企画提案書には、社名及び社名を連想させるロゴ等を、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。

エ 提出期限までに企画提案書の提出がなかった場合は、不参加とみなす。

オ 提出した書類の変更は原則認めない。

(4) 提出書類の取り扱い

ア 参加者から提出された書類は返却しない。また、参加辞退届が提出された場合であっても同様とする。

イ 提出書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

(5) 市が提供する資料

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、提案者は、応募に当たって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

6 質問受付

(1) 提出期間

令和7年8月8日（金）～9月1日（月）午後5時まで

(2) 提出方法

質問書（様式4）を豊田市役所都市整備部 建築保全・住宅課宛てに電子メールで提出すること。メールの件名は、「豊田市こども園包括管理業務委託プロポーザルに関する質疑について【事業者名】」とし、必ず電話により受信の確認をすること。

(3) 受付先

豊田市役所 都市整備部建築保全・住宅課

kenchiku-hozen@city.toyota.aichi.jp

電話：0565-34-6910

(4) 質問に対する回答

参加事業者全員に電子メールにて概ね一週間以内に回答する。なお、回答内容において質問書の提出者が特定されと思われる情報は掲載しない。また、回答に対する再質問は受けけない。

(5) その他

質問書は取りまとめて提出すること。

7 ヒアリング

(1) 日時 令和7年10月1日（水）午前9時～午後4時のうち指定する20分間

(2) 場所 豊田市役所 西61会議室（西庁舎6階）

(3) 手順

ア 提出された企画提案書に基づき1者20分（説明10分、質疑応答10分）のヒアリングを行う。なお、参加者数によりヒアリングの時間を変更する可能性がある。

イ 全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。

(4) 留意点

ア 参加者の出席者数の上限は3人とし、うち1名は本事業の統括責任者を必ず出席させること。また、企画提案書の項目のうち「3 業務実施体制」から「5 市内事業者の活用・育成」は統括責任者が説明すること。

イ 説明に使用する資料は企画提案書のみとする。説明の際は、企画提案書の記述を読み上げるのではなく、要点を絞って説明すること。

ウ ヒアリングは参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。

8 選考委員

委員長 学識経験者 名古屋大学大学院工学研究科 教授

委員 学識経験者 一般財団法人建築保全センター 職員 1名

学識経験者 名古屋大学大学院環境学研究科 助教 1名

豊田市役所 こども・若者部 管理職 1名

豊田市役所 都市整備部 管理職 1名

9 審査方法・評価基準

(1) 評価方法

以下の手順で評価を行う。

ア 別表 2 - 1、2 - 2 の評価基準について、項目番号ごとに採点を行う。

イ アの結果を項目番号ごとに合計し、2 - 2 の評価基準については当日出席した選考委員数で割って平均点を算出する。

ウ 参加者ごとに前号で算出された得点を合計し、最高得点のものを優先交渉権者として特定する。ただし、最低基準点（評価基準各項目の「普通」の配点を合計した点数）以上の者とする。

(2) 優先交渉権者の決定方法

ア 最高得点のものが同点の場合は、見積金額の安価な者を優先交渉権者として特定する。

イ 提案者が一者の場合でも、最低基準点に達しない者は優先交渉権者として特定しない。

ウ 最高得点のものでも、別表 2 - 2 評価基準 2 の 9 番以外のいずれかの項目の平均点が 0 点のものは優先交渉権者として特定しない。

(3) その他

ア 企画提案書を提出した者が 1 者のみの場合でも、企画提案書の審査を実施する。

イ 審査の経過に対する問い合わせには応じない。

ウ 特定した事業者の企画提案書の全ての内容の実施を約束するものではない。

10 結果の通知

市は、評価結果（得点）を令和 7 年 10 月 10 日（金）に参加者に通知する。

11 契約に関する事項

(1) 本プロポーザルの優先交渉権者を見積徴取の相手方とし、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結する。

(2) 契約手続は、豊田市契約規則等に定めるところにより行う。なお、契約締結後において受注者に「3（5）失格要件」の失格事由、不正と認められる行為が判明した場合は、本市は契約を解除できるものとする。

(3) 契約内容は、別紙「豊田市立朝日こども園ほか 6 1 施設包括管理業務委託（第二期）仕様書」に契約候補者の提案内容を加えて、本市と協議の上、本業務の仕様決定とする。

(4) 提案内容を仕様書に記載した場合は、各年度末に実施状況を報告すること。また、その内容が履行されていない場合は本市から改善指示を出し、それでも改善されない場合は、やむを得ない場合を除きマネジメント費用の減額を行うことがある。

(5) 契約候補者の決定後、契約締結までの間に、契約候補者がこのプロポーザルの参加要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことがある。

12 その他

(1) プロポーザルの中止

やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止する場合がある。その場合、参加者は、応募に関わる全ての経費を市に請求できない。

(2) 公正なプロポーザルの確保

ア プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

イ プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならない。

ウ プロポーザル参加者は、契約候補者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。

エ プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(3) 関係法令の遵守

参加者は、刑法（明治40年法律第45号）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を遵守し、このプロポーザルにおける業者選定手続の公正、公平を害する行為を行ってはならない。

(4) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(5) 全ての提案者の社名及び審査結果は、豊田市ホームページにおいて公表する。

(6) 施設の現地確認

施設の現地確認、施設職員への聞き取り等は行わないこと。

13 問合せ先

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地

豊田市役所 都市整備部 建築保全・住宅課

（プロポーザルに関すること）岩井、高須

（保全業務の内容に関すること）岡田、柴田

電話：0565-34-6910 FAX：0565-34-6056

E-mail：kenchiku-hozen@city.toyota.aichi.jp

別表 1

資本関係又は人的関係について

(1) 資本関係	ア 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。イ において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。イ において同じ。）の関係にある場合 イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
(2) 人的関係	ア 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役 ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者 イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合 ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合	組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）または（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

別表 2－1

別表 2 - 1

評価基準 1						
項目 番号	大項目	小項目	分類別配点	評価内容	配点内訳	
1	業務実績	包括施設管理の業務実績	10	官公庁における同様の業務を受託した実績 （要件：平成 27 年度以降、年額 50,000 千円以上または 30 施設以上を包括的に管理した実績を 1 件とする。） ※共同企業体として受託した実績については、代表事業者として受託した場合のみ評価する。 ※共同企業体を構成して参加する場合は、代表事業者の実績を評価する。	1 件につき 2 点 最大 10 点	10
2	統括責任者	統括責任者の業務経験	5	建築物の包括管理のマネジメントに関わったことのある年数	10 年以上	5
					5 年以上 10 年未満	3
					3 年以上 5 年未満	1
					3 年未満	0
3		統括責任者の保有資格	5	統括責任者の保有資格 （例）一級建築士：5 点、二級建築士：3 点 <u>それ以外の建築物に関する資格（ファシリティマネジャー、建築物環境衛生管理技術者、特定建築物調査員、建築設備検査員、建築・設備総合管理士 等）：各 1 点（最大 2 点までの加点とする。）</u> ※この他、本事業の実施に有効と思われる資格を記入した場合は、選考委員全員の承認を得られた場合に加点する。	最大 5 点	5
4	参加形態	市内事業者の参加有無	10	市内に本店がある事業者が参加しているか。	市内事業者のみで参加（市内事業者同士の JV も含む）	10
					市外事業者と市内事業者で JV を組んで参加	7
					市内事業者の参加なし	0
5	価格	提案見積金額	5	本業務委託全体の見積金額が下請負金額を含めて適正な価格となっているか。 提案限度額の 90%以上 95%未満 …ア 提案限度額の 95%以上 100%未満 …イ 上記以外 …ウ	ア	5
					イ	2
					ウ	0
評価基準 1 小計			35	評価基準 1 獲得点数小計		

別表 2－2

別表 2 - 2

評価基準 2							
項目 番号	大項目	小項目	分類別配点	評価内容	配点内訳		
1	業務の実施 方針・考え方	事業実施方針、業務仕様の理解	5	・ 提案依頼書は仕様書に沿った内容であるか ・ 本事業内容の理解度が高く、取組方針が明確になっているか	優れている	5	
					普通	2	
					不十分	0	
2	業務実施体制	本業務実施における参加事業者の体制	15	・ 本事業が円滑に進むような体制になっているか ・ 組織体制・人員配置及び実施工程は質・量ともに充実しているか ・ 統括責任者、巡回点検担当者をバックアップする体制があるか ・ 統括責任者等の技術力確保の取組があるか	特に優れている	15	
					優れている	10	
					普通	5	
					不十分	0	
3		緊急時・不具合発生時の対応	10	・ 緊急時・不具合発生時の対応は、具体性及び実現性、即時性がある十分な体制になっているか ・ （作業中の）事故防止に対して十分な体制になっているか	特に優れている	10	
					優れている	7	
					普通	2	
					不十分	0	
4		巡回点検の体制	10	・ 巡回点検の実施体制（人数、担当者の経験や保有資格、施設の巡回の仕方 等）が適切か ・ 不具合の早期発見につながる具体的方策があるか ・ 巡回点検中に発見した軽補修等に対応できる体制であるか	特に優れている	10	
					優れている	7	
					普通	2	
					不十分	0	
5	統括マネジメント業務	予防保全、事後保全を踏まえた修繕等に対する考え方	10	・ 施設の事故発生や機能停止を防止するための考え方が適切か、また具体的方策があるか ・ 既存の施設不具合に対する優先順位付け及び修繕対応策の具体的な提案があるか※	特に優れている	10	
					優れている	7	
					普通	2	
					不十分	0	
6		業務の品質管理	10	・ 高い業務品質の確保のため、業務品質維持、向上のための具体策があるか ・ 履行期間を通して本事業の要求水準を高める意欲があるか ・ 適切な社内検査体制があるか	特に優れている	10	
					優れている	7	
					普通	2	
					不十分	0	
7		情報共有体制	15	・ 修繕の迅速化・対応状況の見える化につながる、施設・市・包括委託業者間の情報共有ツール等の具体的手法の提案があるか※ ・ 事業報告の方法や内容は適切か	特に優れている	15	
					優れている	10	
					普通	5	
					不十分	0	
8	地域貢献	個別業務における市内事業者の活用・育成	30	・ 市内事業者を活用し、かつ地域性に配慮した具体的なやり方や指標があるか ・ 市内業者との協力体制への具体的な構築方法の提案があるか ・ 本事業を通して、市内事業者の育成（業務効率化や業務改善等）に資することが期待できるか	特に優れている	30	
					優れている	15	
					普通	5	
					不十分	0	
9	独自提案 （3つ）	参加者の強み等を活かした独自提案	30	・ 実現可能性の高いものか ・ 業務の効果が期待できる追加サービスや独自のノウハウの提案があるか（ただし提案上限金額を超えない範囲での提案に限る。） ・ 対象施設（こども園）の特性を活かした提案になっているか 例： 仕様書の内容を上回るもの 包括施設管理の業務実績において評価された提案 新しい取組 DX に関する取組 等	1 件 目	特に優れている	10
						優れている	7
						普通	3
						不十分	0
					2 件 目	特に優れている	10
						優れている	7
						普通	3
						不十分	0
					3 件 目	特に優れている	10
						優れている	7
						普通	3
						不十分	0
評価基準 2 小計			135	評価基準 2 獲得点数小計			
評価基準 1、評価基準 2 合計			170	評価基準 1、評価基準 2 獲得点数合計			

※後日、参加事業者全員に送付する「対象施設における既存不具合」及び「施設からのアンケート結果」に基づいて提案すること（令和5年度から令和7年度に実施の「豊田市立トヨタこども園ほか6 1 施設保全業務一括委託」による。）。